

静岡大学大学教育センター科目部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡大学大学教育センター規則（以下「規則」という。）第7条第2項に基づき、全学教育科目部門に置く科目部について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 科目部は、規則第3条第1項第2号に規定する業務のうち、当該科目部に係る事項について検討する。

(科目部登録)

第3条 本学の大学院に所属する教員のうち講師以上の者は、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を主担当とする者を除き、科目部に登録（科目分野別分科会登録）しなければならない。

2 科目部登録に関する要項は、静岡大学大学教育センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）が別に定める。

(科目部代表者及び副代表者)

第4条 各科目部は、科目部代表者及び副代表者を選出するものとする。

2 科目部代表者及び副代表者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(科目分野別分科会)

第5条 科目部に科目分野別分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、分科会責任者を選出するものとする。

3 分科会責任者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 分科会の運営に関し必要な事項については、センター運営委員会が別に定める。

(科目部運営委員会)

第6条 科目部に、科目部運営委員会を置く。

2 科目部運営委員会に関し必要な事項については、センター運営委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 理系基礎科目部については、この細則の第3条及び第5条は適用しないものとする。

3 この細則の第4条第1項の規定にかかわらず理系基礎科目の代表者は、静岡大学大学教育センター長が指名する。

附 則（平成18年4月1日細則）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日細則）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。